

障がい児支援

児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援に加え、保育園・認定こども園、放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ、あさひ学園の利用について見込んでいます。

◆障害児通所支援の見込み

ひと月あたり

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	118	127	128	129
	日	1,362	1,416	1,473	1,532
医療型児童発達支援	人	0	1	2	2
	日	0	3	6	10
放課後等デイサービス	人	346	374	404	436
	日	4,646	4,971	5,319	5,691
居宅訪問型児童発達支援	人	0	2	2	2
	日	0	2	2	2
保育所等訪問支援	人	0	1	1	2
	日	0	2	3	4
障害児相談支援	人	64	69	75	81
医療的ケア児等コーディネーター	人	1	1	1	1

◆子ども・子育て支援

【保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ】

区分	単位	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育園	3歳未満	人	3	3	4	5
	3歳以上	人	34	34	34	34
認定こども園	3歳未満	人	0	0	0	0
	3歳以上	人	1	1	1	1

【放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
放課後児童健全育成事業	低学年	人	5	5	5	5
	高学年	人	6	6	6	6

【あさひ学園利用見込量（年間におけるひと月当たりの延べ利用者数の平均）】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
あさひ学園	利用者数	人	424	516	530	543



主な事業の確保策等

★障害児通所支援

- 市内事業所は児童発達支援が13か所、放課後等デイサービスが24か所、保育所等訪問支援が1事業所などとなり、概ね現状の体制で供給量は確保できます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、市内、近隣に事業所がないことから参入を促進します。

★障害児相談支援

- サービスの利用児童数の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。

★子ども子育て支援

- 保育士等の追加配置、看護師等の配置、障がい児童対応研修の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れを促進します。
- 支援員等の追加配置、障がい児童対応研修の充実、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れを促進します。
- あさひ学園は、市の単独事業として、より幅広い児童を対象とし、市の早期療育の拠点として一層の充実を図っていきます。

概要版

第6期小牧市障がい福祉計画 第2期小牧市障がい児福祉計画



計画策定の趣旨

この計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。障がいのある人、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的としています。



計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

障がいのある人の状況

■障害者手帳所持者

単位：人

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計	総人口に占める割合
平成29年	4,434	1,063	1,042	6,539	4.3%
令和2年	4,412	1,170	1,262	6,844	4.5%

(注) 各年4月1日現在

■障害支援区分の認定結果

単位：人

区分	計	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成29年	592	0	11	90	124	114	79	174
令和2年	720	0	17	117	163	127	103	193
身体	231	0	7	13	38	34	41	98
知的	321	0	6	22	67	75	60	91
精神	165	0	4	81	57	18	2	3
難病	3	0	0	1	1	0	0	1

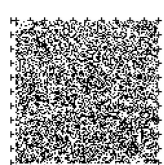
(注) 各年4月1日現在

■障害福祉サービス等支給決定者の推移

単位：人

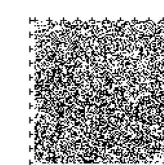
種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害福祉サービス	735	823	841	1,047
障害児通所支援	312	416	451	542

(注) 各年4月1日現在



発行 ■ 小牧市
編集 ■ 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係
電話 (0568) 76-1127
FAX (0568) 76-4595

掲載している作品は令和2年度こまきアール・ブリュット展に出品された作品です。



成果指標

地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、国の基本指針を踏まえ、令和5年度を目標年度として目標を設定しました。

主な成果指標

★福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所からの移行者 4人

★地域生活支援拠点等の整備

本市では面的整備であり、年1回運用状況の検証・検討を行います。

★福祉施設から一般就労への移行

福祉施設からの移行者 32人

★障がい児支援の提供体制の整備等

医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、協議の場を設置します。



サービスの見込みと確保策

主な事業の確保策等

★訪問系サービス

・事業所の参入を促進するとともに、ヘルパーの人材確保への支援に努めます。

★日中活動系サービス

・第5期計画期間中に、生活介護が2事業所、生活訓練が1事業所、就労定着支援が1事業所などが開所しており、概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。

★短期入所サービス

・今後の利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。

★居住系サービス

・自立生活援助については、事業所の参入を促進し、提供体制の整備を促進します。
・共同生活援助（グループホーム）については、事業所の参入、事業拡大を促進します。

★相談支援

・計画相談支援については、利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。

障害福祉サービス

◆障害福祉サービスの見込み

ひと月あたり

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護	人	248	255	263	271
		時間	6,664	6,864	7,070	7,282
	重度訪問介護	人	4	4	4	5
		時間	1,030	1,524	1,714	1,905
	同行援護	人	9	9	9	10
		時間	81	135	142	150
行動援護	人	3	3	3	4	
	時間	188	168	168	224	
日中活動系	生活介護	人	281	289	298	307
	自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	人	6	7	8	9
	就労移行支援	人	25	27	29	31
	就労継続支援（A型）	人	145	154	163	173
	就労継続支援（B型）	人	206	208	210	212
	就労定着支援	人	12	14	16	23
療養介護	人	17	17	17	18	
短期入所	福祉型	人	18	48	50	52
		日	167	288	300	312
	医療型	人	3	9	10	10
居住系	自立生活援助	人	0	2	2	2
		共同生活援助（グループホーム）	人	97	105	113
	施設入所支援	人	67	66	65	64
相談支援	計画相談支援	人	139	153	168	185
	地域移行支援	人	1	2	2	2
	地域定着支援	人	2	3	3	3

地域生活支援事業

◆主な地域生活支援事業の見込み

ひと月あたり

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	事業所数	か所	7	7	7	7
	基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		人	3	4	5	6
成年後見制度法人後見支援事業			未実施	検討		
意思疎通支援事業	①手話通訳者設置事業設置者数	人	1	1	1	1
	②手話通訳者派遣事業利用者数	人	9	10	11	12
	③要約筆記者派遣事業利用者数	人	7	7	7	8
	手話通訳登録者数	人	11	11	11	12
	要約筆記登録者数	人	16	16	16	17
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件	3	3	3	4
	②自立生活支援用具	件	22	22	23	23
	③在宅療養等支援用具	件	30	31	31	32
	④情報・意思疎通支援用具	件	15	16	17	18
	⑤排せつ管理支援用具	件	3,815	3,891	3,969	4,048
	⑥居宅生活動作補助用具	件	3	4	5	6
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	人	—	15	—	15
移動支援事業		人	84	137	138	139
		時間	1,178	1,996	2,236	2,504
地域活動支援センター事業		人	58	59	60	61
		日	537	569	603	639
日中一時支援事業		人	45	80	83	86
		日	392	546	573	602
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントメンター	人	3	3	3	3

主な事業の確保策等

★障害者相談支援事業

・ふれあい総合相談支援センターを中心として市内6か所、市外1か所の事業所において相談支援を行います。

★成年後見制度法人後見支援事業

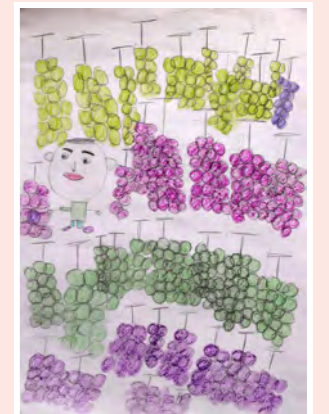
・令和3年度策定予定の成年後見制度利用促進計画において検討します。

★手話奉仕員養成研修事業

・手話奉仕員養成研修を開催し、福祉制度等について理解を深め、日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図ります。

★発達障害児者及び家族等支援事業

・ペアレントプログラム等、発達障害児者や家族等に対する支援体制を確保できるよう協議してまいります。



その他、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加促進事業（障害者自動車運転免許取得費助成事業、障害者用自動車改造費助成事業、更生訓練費給付事業）、スポーツ・レクリエーション事業を行います。

